

令和2年度第1回

文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会次第

日時 令和2年8月6日（木）午後3時から

会場 シビックセンター16階 庁議室

1 開会

2 職員の紹介

3 議事

(1) 諮問第1号

在宅高齢者の生活実態の把握における「要支援・要介護認定者の情報」及び「要支援・要介護認定者のうち、介護保険サービス未利用者の情報」の目的外利用並びに目的外利用における本人宛通知の省略について

(2) 諮問第2号

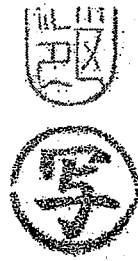
死者の自己情報に関する開示請求運用基準の見直しについて

4 その他

5 閉会

令和2年度第1回審議会資料一覧

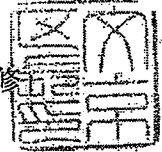
資料番号	資料名	頁
諮問第1号		
-	諮問書（写し）	1
資料第1号	在宅高齢者の生活実態の把握における個人情報の取扱いについて	2
諮問第2号		
-	諮問書（写し）	6
資料第2号	死者の自己情報に関する開示請求運用基準の見直しについて	7



2020 文総総第 85 号
令和 2 年 4 月 28 日

文京区情報公開制度及び
個人情報保護制度運営審議会
会長 内山 忠明 様

文京区長 成澤 廣 修



令和 2 年度 (情運) 諮問第 1 号

文京区個人情報の保護に関する条例 (平成 5 年 3 月文京区条例第 6 号。以下「条例」という。) 第 14 条第 2 項第 4 号及び同条第 3 項の規定により、下記のとおり諮問する。

記

1 諮問事項

在宅高齢者の生活実態の把握における「要支援・要介護認定者の情報」及び「要支援・要介護認定者のうち、介護保険サービス未利用者の情報」の目的外利用並びに目的外利用における本人宛通知の省略について

2 諮問の趣旨

高齢者あんしん相談センターの本所及び分室 (計 4 か所) に、新たに「高齢者見守り相談窓口」を設置し、対象となる在宅高齢者について、早期の支援や見守り活動などにつなげることを目的に、戸別訪問による生活実態の把握 (以下「実態把握」という。) を行う。

実態把握の対象者を抽出するに当たり、福祉部介護保険課における「介護保険業務」において収集している「要支援・要介護認定者の情報」及び「要支援・要介護認定者のうち、介護保険サービス未利用者の情報」を目的外利用することについて、条例第 14 条第 2 項第 4 号の規定により、貴審議会のご意見をお伺いするものである。

あわせて、条例第 14 条第 2 項の規定により目的外利用をしたときは、その旨を本人に通知しなければならないが、実態把握は 3 年間にわたって実施されるものであり、一斉通知により混乱が生じるおそれがある等の理由から、本人宛通知を省略したいので、条例第 14 条第 3 項の規定により、貴審議会のご意見をお伺いするものである。

在宅高齢者の生活実態の把握における個人情報の取扱いについて

1 背景及び目的

孤立しがちな高齢者が、住み慣れた地域で元気に自立した暮らしを続けるためには、地域ぐるみの支え合いを推進する必要がある。そのため、区では、高齢者の総合相談窓口として高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）を設置し、介護・福祉・健康・医療などの様々な相談に対応し、必要な支援を行っている。

この度、高齢者あんしん相談センターの本所及び分室（計4か所）に、新たに「高齢者見守り相談窓口」を設置し、対象となる在宅高齢者について、早期の支援や見守り活動などにつなげることを目的に、戸別訪問による生活実態の把握（以下「実態把握」という。）を行う。

2 実態把握の対象者について

在宅高齢者のうち、次のア又はイに該当する者

(1) 対象者数

- ア 要支援・要介護認定者を除く75歳以上の者 約15,000人
 - イ 要支援・要介護認定者のうち、介護保険サービス未利用者 約1,500人
- 【合計】約16,500人

(2) 対象者抽出の流れ

ア 福祉部介護保険課（以下「介護保険課」という。）から、「(ア) 要支援・要介護認定者の情報」及び「(イ) 要支援・要介護認定者のうち、介護保険サービス未利用者の情報」のデータをFDで受け取る。

○データ項目：氏名、性別、生年月日、住所、宛名番号、介護保険認定情報及び介護保険サービス利用情報

イ アで受け取ったデータを基に、福祉部高齢福祉課（以下「高齢福祉課」という。）で対象者リストを作成する。

ウ 作成した対象者リストは、地域包括支援センターシステム（後述）がインストールされたクライアントPCの共有フォルダに保存し、管理する。

3 実態把握の内容

(1) スケジュール

令和2年7月頃から、おおむね3年間を目途に全対象者の実態把握を実施する予定である。

(2) 実施方法

2(2)で高齢福祉課が作成した対象者リストを基に、実態把握業務担当者が、アウトリーチによる安否及び状態の確認等を行い、その結果を地域包括支援センターシステムに記録する。

実態把握の結果、心身等の状況に課題があり、高齢者あんしん相談センターが担う相談支援や介護保険サービスの利用申請が必要な場合は、実態把握業務担当者から高齢者あんしん相談センター

職員への情報提供・引継ぎを行う。

高齢者あんしん相談センターへの情報提供・引継ぎの必要性が認められなかった対象者については、必要に応じて定期的な訪問、声掛け等を通じた見守りを行う。

(3) 業務委託について

実態把握の実施については、高齢者の相談・支援活動に係る専門知識やノウハウを生かすため、高齢者あんしん相談センター業務を委託している法人への委託を予定している。

4 システム及びセキュリティ対策について

(1) 地域包括支援センターシステムについて

高齢者あんしん相談センター業務の実施に当たり、相談業務等における高齢福祉課とのスムーズな連携、業務全体の効率的な運営及び個人情報の保護を確実に実施するため、地域包括支援センターシステムを利用している。地域包括支援センターシステムは、シビックセンター14階情報政策課マシン室にサーバを設置し、光回線により高齢福祉課、介護保険課及び高齢者あんしん相談センターで閉域ネットワークを形成している。

○利用者：高齢福祉課職員、介護保険課職員及び高齢者あんしん相談センター職員

○設置場所：高齢福祉課、介護保険課並びに高齢者あんしん相談センターの本所及び分室

(2) セキュリティ対策について

ア サーバ（メイン及びサブの2台）は、情報政策課マシン室に設置する。

イ メインサーバのデータをサブサーバに毎日自動バックアップする。

ウ メインサーバのデータを毎週日曜日にデータカートリッジに自動バックアップする。

データカートリッジは、高齢福祉課で施錠して保管する（2世代分を保管）。

エ クライアントPCは、ワイヤーロック又はロッカーに施錠をして保管する。

オ クライアントPCのログインにICカード（各利用者ごとに保有、パスワードを設定）を利用する。

カ クライアントPCは、媒体への出力を制限する。

キ 地域包括支援センターシステムのログインは、利用者ごとに別途パスワードを設定する。

ク 利用者ごとに地域包括支援センターシステムの機能及びサブシステムの利用を制限する。

ケ クライアントPCの利用状況（保管やICカードの管理なども含む。）及び操作ログを高齢福祉課のシステム担当者が必要に応じて確認する。

5 個人情報の目的外利用について **諮問事項**

実態把握の対象者抽出に際しては、75歳以上の在宅高齢者から要支援・要介護認定者を除く必要があるため、介護保険課における「介護保険業務」において収集している「(ア) 要支援・要介護認定者の情報」を目的外利用する必要がある。

また、要支援・要介護認定者のうち、介護保険サービス未利用者を把握するため、介護保険課における「介護保険業務」において収集している「(イ) 要支援・要介護認定者のうち、介護保険サービス未利用者の情報」を目的外利用する必要がある。

そこで、文京区個人情報の保護に関する条例（平成5年3月文京区条例第6号。以下「条例」という。）第14条第2項第4号の規定により、文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くものである。

6 個人情報の目的外利用に係る本人宛通知の省略について

(1) 「(ア) 要支援・要介護認定者の情報」の目的外利用に係る本人宛通知について

「(ア) 要支援・要介護認定者の情報」を目的外利用することについては、本来は、条例第14条第3項の規定により、目的外利用した旨を本人宛てに通知する必要がある。

しかし、通知を要する対象者が一定期間において大量であることに加え、要支援・要介護認定者については、実態把握の必要がなく対象者から除外されるため、本人が通知を受けても選択する余地がない。

以上のことから、本人同意のない目的外利用における本人宛通知の省略基準表（個人情報保護制度事務要領70ページ）の整理番号2に該当し、本人宛通知を省略する。

(2) 「(イ) 要支援・要介護認定者のうち、介護保険サービス未利用者の情報」の目的外利用に係る本人宛通知について **諮問事項**

「(イ) 要支援・要介護認定者のうち、介護保険サービス未利用者の情報」を目的外利用することについては、目的外利用した情報がそのまま実態把握の対象者情報となるものであり、本来は、条例第14条第3項の規定により、目的外利用した旨を本人宛てに通知する必要がある。

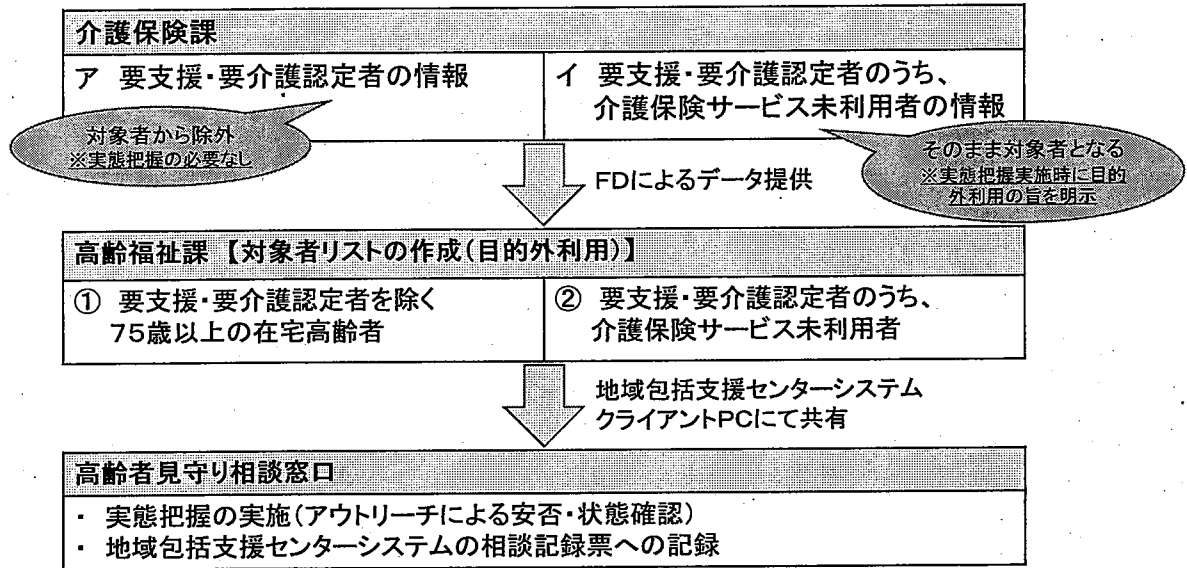
しかし、3(1)のとおり、実態把握の実施は、おおむね3年間を目途としており、事業開始時に一斉に本人宛通知を行うと、訪問日時に関する問合せ等が対象者から多く寄せられる等、混乱が生じるおそれがある。

また、訪問の前に個別に本人宛通知を行う場合は、対象者抽出時から訪問時までの間に、死亡し、又は転出した者については、結果として本人宛通知が行えないこととなる。

以上のことから、目的外利用に係る本人宛通知を省略したいので、条例第14条第3項の規定により、審議会の意見を聴くものである。

なお、実態把握の対象者に対しては、訪問の前に個別に訪問のお知らせを送付する予定であり、その中に「(イ) 要支援・要介護認定者のうち、介護保険サービス未利用者の情報」を目的外利用した旨を記載する。

【参考】対象者抽出から実態把握実施まで





2020文総総第 88 号
令和 2 年 4 月 28 日

文京区情報公開制度及び
個人情報保護制度運営審議会
会長 内山 忠明 様

文京区長 成澤 廣



令和 2 年度（情運）諮問第 2 号

死者の自己情報に関する開示請求運用基準の見直しについて、下記のとおり諮問する。

記

1 諮問の趣旨

故人の要介護認定審査会資料非開示決定処分に対する審査請求事件について、文京区情報公開及び個人情報保護審査会に諮問したところ、平成 28 年度（情審）答申第 3 号にて、「死者の個人情報について、開示請求ができる者の範囲や開示請求者の個人情報とみなすことができる場合を、より明確な基準として設けることが望ましい」との付言がなされた。

この度、当該付言を受け、死者の自己情報に関する開示請求運用基準の見直しを行い、新たに「死者の自己情報に関する開示請求運用基準」を設けるため、貴審議会のご意見をお伺いするものである。

2 添付資料

- (1) 諮問第 2 号別紙 1 「死者の自己情報に関する開示請求運用基準の見直しについて」
- (2) 諮問第 2 号別紙 2 「死者の自己情報に関する開示請求運用基準（案）」

3 担当

文京区総務部総務課情報公開・法務担当

死者の自己情報に関する開示請求運用基準の見直しについて

I 見直しの経緯

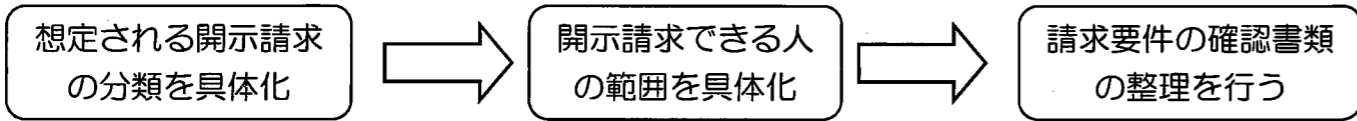
- 平成28年度(情審)答申第3号
故人の要介護認定審査会資料非開示決定処分に対する審査請求事件について、文京区情報公開及び個人情報保護審査会から、「事務要領における審査基準に関する説明は、具体性に欠ける面があり、特に「死者との特別な関係により開示請求者の個人情報とみなすことのできる場合」については、実施機関の判断により多様な解釈が生じるおそれがあるところ、このことは、死者の個人情報も、生存する個人に関する情報と同様に適正に管理すべきとしている条例の趣旨の逸脱につながる可能性を否定できない。したがって、死者の個人情報について、開示請求ができる者の範囲や開示請求者の個人情報とみなすことができる場合を、より明確な基準として設けることが望ましいと考えられる」との付言がなされた。
- 文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会(平成30年11月21日)
死者に関する情報の考え方及び運用の見直しについて、検討していく旨を運営審議会へ報告
- 文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会(令和2年3月9日)
過去の開示請求実績及び各所管課における調査及びヒアリングの実施結果について運営審議会へ報告

II 現状の本区における死者の情報の取扱い

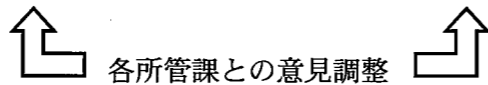
- 死者に関する情報についても、適正に管理すべき必要性は、生存する個人と異ならないため、個人情報に含めて取り扱うこととしている(個人情報保護制度事務要領P.4)。
- 死者に関する情報について、次のいずれかに該当するものは、開示請求者(遺族等)自身の個人情報として取り扱うものとしている(個人情報保護制度事務要領P.92)。
 - 遺族の個人情報であると考えられるもの
 - 相続した財産に関する情報
 - 相続した損害賠償請求権に関する情報
 - 死者との特別な関係により開示請求者の個人情報とみなせる情報
- 「死者との特別な関係」についての解釈は、以下のとおり
「当該情報について請求者が死者と同視し得る立場にあるとみなされるような事情がある場合は、請求者の自己情報として請求を認める運用です(死亡した未成年の情報を親が請求する場合や、介護保険の認定状況に関する情報を、認定申請などを代行し、被認定者を介護していたなどの状況にある親族が請求する場合など)。」【制度説明会資料抜粋】
- 相続争いの解決手段として請求されたものであっても、純粋な遺族感情から請求されたものであっても、請求趣旨にかかわらず、上述の2の(1)又は(2)に該当するかどうかで判断する。あくまで、死者の名誉・プライバシーを守ることを前提に、死者の情報を請求者自身の個人情報と考えられる場合に限り、開示を認めている。
- 福祉部介護保険課においては、「要介護・要支援認定に係る資料の閲覧及び写しの交付取扱要領」を定め、個人情報保護条例に基づく開示手続とは別に、遺族等に死者の個人情報を提供している。

III 基準見直しの進め方

現時点の個人情報保護制度事務要領の審査基準に関する説明が具体性に欠けるとの指摘であるため、過去の請求及び他自治体の取扱事例等を参照しつつ、(1)想定される開示請求の分類を具体化、(2)開示請求できる人の範囲を具体化、(3)これらの請求要件の有無を確認するための書類の整理を行うことで、基準の見直しを図る。



※過去の死者に関する開示請求の実績を確認(H22年度~R1年度)
※所管課調査及びヒアリングの実施



IV 想定される開示請求の分類を具体化

以下、(1)ア及び(1)イの情報は、基準が一定明らかであるため、見直しに当たり、特に変更なし

(1)遺族の個人情報であると考えられるもの
ア 相続した財産に関する情報

(1)遺族の個人情報であると考えられるもの
イ 相続した損害賠償請求権に関する情報

審査会答申で指摘のあった当該基準については、開示対象となる個人情報をより具体的に特定し、右のとおり、具体化を図る。

(2)死者との特別な関係により開示請求者の個人情報とみなせる情報

見直し(案)

死者である被相続人から相続した財産に関する情報

死者である被相続人から相続した不法行為による損害賠償請求権等に関する情報

近親者固有の慰謝料請求権や遺贈等、死者の死に起因して、相続以外の原因により取得した権利義務に関する情報

死亡した時点において未成年であった自分の子に関する情報

死者の医療及び介護に関する情報

V 開示請求できる人の範囲の具体化

現状の事務要領上は「遺族」や「死者との特別な関係」という曖昧な基準となっている。

上記、「IV 想定される死者に関する自己開示請求の分類を具体化」に沿って、開示請求できる人の範囲について、具体化した基準は、以下のとおりである。

想定される開示請求の分類	開示請求できる人の範囲の具体化	その他
死者である被相続人から相続した財産に関する情報	死者である被相続人から当該財産を相続した相続人	相続・遺贈等は権利義務の帰属が確定していなくても、遺産分割協議中は共同相続人の「共有」となるため、相続人の地位ありとして運用する。
死者である被相続人から相続した不法行為による損害賠償請求権等に関する情報	死者である被相続人から不法行為による損害賠償請求権等を相続した相続人	
近親者固有の慰謝料請求権や遺贈等、死者の死に起因して、相続以外の原因により取得した権利義務に関する情報	死者の死に起因して、相続以外の原因により当該権利義務を取得した者(遺贈を受けた者又は民法第711条に定める近親者)	
死亡した時点において未成年であった自分の子に関する情報	当該死者の親権者であった者	親権喪失後の親も請求可能とみる。(山口地裁H30.10.17)
死者の医療及び介護に関する情報	・当該死者の配偶者(事実上婚姻関係にあった者を含む。)子、父母、兄弟姉妹、祖父母、孫及び甥姪(法定相続人) ・死亡した時点において当該死者を扶養し、又は世話していた者	

※ 請求要件の確認書類の整理は、諮問第2号別紙「死者の自己情報に関する開示請求運用基準(案)」を参照すること。

なお、確認書類は例示であり、必要とする確認書類は基準を参考に各所管課で判断する。

死者の自己情報に関する開示請求運用基準(案)

【諮問第2号別紙2】

